

「第42回ぴあフィルムフェスティバル」 コンペティション部門「PFFアワード2020」 応募作品に対する取決（応募約款^{やっかん}）

一般社団法人PFFは、「第42回ぴあフィルムフェスティバル」コンペティション部門「PFFアワード2020」の募集を実施するにあたり、応募作品の著作権を保護するため、相互の信頼の下に下記の通り約款を定めます。この約款は予備審査を通過した「入選作品」にのみ適用されるものです。

応募された作品について、一般社団法人PFFと製作者（作品の監督、その他作品について著作権上の権利を持つ全ての方を言います）との間の権利関係は、この約款に従います。

1. 作品（フィルム及びビデオ素材）の預託

予備審査を通過した入選作品のマスター（フィルム及びビデオ素材）は、入選の発表から2027年10月末までの7年間を預託期間とし、預託期間中は一般社団法人PFFに無償で預けられ、その保管・管理を委ねるものとします。

2. 作品の広報使用

一般社団法人PFFは入選作品について、預託期間中、映画祭「PFF」上映での広報活動のため、TV・新聞・雑誌・インターネット等の告知媒体に、作品およびスチール写真等その一部を無償で自由に使用できるものとします。

3. 預託期間中の作品利用権

預託期間中は、一般社団法人PFFが入選作品の利用権（劇場上映、非劇場上映、ビデオ・DVD化、テレビ放映～地上波・CS・BSなど全て～、インターネット上での配信等の諸権利の利用、海外映画祭出品、海外配給全般等）に関しての窓口を独占的に管理するものとします。この利用に際して、一般社団法人PFFが主催する関連イベント（PFFの地方開催、公募キャンペーン、イベント等）や海外映画祭出品以外での使用で利益が生じた場合には、一般社団法人PFFと製作者は各々50%ずつ分配します。なお、製作者が自己の入選作品を上映その他の目的で使用する場合には、事前に一般社団法人PFFにお申し出ください。

4. 「PFFライブラリー」への収容

- （1）入選作品（フィルム・ビデオ素材）は、預託期間終了時まで「PFFライブラリー」に所蔵します。
- （2）PFFライブラリーとして、前項のフィルムまたはビデオ素材のコピー作成をする場合には、一般社団法人PFFが負担し、そのコピープリント（ビデオ素材）の所有権は一般社団法人PFFに帰属するものとします。

5. 預託期間終了時の利用権

- （1）預託期間終了一か月前までに何らかの意思表示がされない場合は、引き続き「PFFライブラリー」に所蔵するものとし、一般社団法人PFFは第3項と同様に上映、レンタル等の用途に使用する権利を独占的に管理するものとします。
- （2）一般社団法人PFFは、前項の上映、レンタル等の使用により収益を生じた場合には製作者に対して収益の50%を支払うものとします。